

諮問第 52 号

県政改革審議会

兵庫県県政改革方針の令和 5 年度実施状況について（諮問）

このことについて、県政改革の推進に関する条例（平成 30 年兵庫県条例第 40 号）第 5 条第 1 項の規定により諮問します。

令和 6 年 9 月 9 日

兵庫県知事 齋藤 元彦